

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（一部支給停止の適用除外に関する届出）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）若しくは父子家庭就業支援事業（同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）を実施する機関、特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第四条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類</p> | <p>（一部支給停止の適用除外に関する届出）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）若しくは父子家庭就業支援事業（同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）を実施する機関又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 2 4 (略)</p> <p>(令第八条第一号に規定する求職活動等)</p> <p>第二十四条の五 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業若しくは父子家庭就業支援事業を実施する機関、特定地方公共団体又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(2) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 2 4 (略)</p> <p>(令第八条第一号に規定する求職活動等)</p> <p>第二十四条の五 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業若しくは父子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|---|